観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

- |は、開発の水点により、 (用語の定義) 1 2 条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代 開**租の定義**)
 ② 条 この対象で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のためにい 風、能介又は版及をすること等により旅行者が憲遂・宿泊範閣等の機能する憲送・宿泊そ の他の旅行に関するサービス (以下 「旅行サービス」といいます。) の提供を受けることが できるように、手配することを引き受ける契約をいいます。 この刺象で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以

- この約款で「国内旅行」とは、本体内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以 外の旅行をいいます。
 この約款で、1時代代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その 他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当出形定の旅行業務取扱料金(変更手続料 金及び取録申益料をを除きます。といいます。
 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」と いいます。のカード会員との間で電話、毎度、ファクシミリ、インターネットその他の通 信手段による中込みを受け、暗結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有す る手起旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権とは債務が緩行され 名づき日以降に別に必め延携を対しカード会員規算に逐つで決済することについて 行者があらかじめ水溶に、かっ旅行化金等を第16条第2項又は第5項に定める方法により 支払うことをのまます。主要に有契約をいます。。 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の 支払うことをのます。

- 支払スはお皮債務を取り、つこれで、こ。 (手配債務の修了) 第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行更 対に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、演員、休業、条件不適当等の事 由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった 場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の 旅行業務及股料金(以下「成業を全」といいます。)を支払わざればなりません。通信與 約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。 (手配代行者)

第2章 契約の成立

(契約の申込み)

- 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項
- を記入の上、岩生が別に定める金額の申込金とともに、当社と機口しなければなりません。 当社と適信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行者と当社に通しなければなりません。 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部とし

- ●解析の担告) ・当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。 適信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効 である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約

- である等、旅行者が旅打11公室中、取り出まい。 に従って液液できないとき。 (2) 旅行者が、暴力団風、暴力団際構成風、暴力団関係企業又は総会屋等 その他の反社会的勢力であると認められるとき。 (3) 旅行者が、当社に対して参加的な要表行為、不当な要来行為、取引に関して脅迫的な 雷動者しくは暴力を用いる行為又はこれらに準する行為を行ったとき。 (4) 旅行者が、風投と後者し、協計を用い署した成功を用いる当社の信用を契慎し若し くは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。 (5) その他当社の業務上の都合かあるとき。 「起始の卓立体部」

- 天料の原光時期/ 7条 年配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知
- 1882年7日のビジェル。 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知 5旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約成立の特則)

- 契約成立の特則) 18条 当社は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支 払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあ
- 7。 項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(集集券及び福温券等の特別) 第9条 当社は、第5条第1項及び商条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊 サービスの手型のみを目的とする手配筋行験がであって旅行代金と引換えに当該修行サー ビスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを

※いついることがのタネテ。 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものと

- れたことを確認します。 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイル
- が備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル (専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。) に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したこ とを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

- (契約内容の変更) 第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内 容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者
- 容を変更するよう束めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者 の来かに応じます。 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した 手配を取り消す能に選差・俗音機関等に支払うっを取消料、運物料その他の手配の変更 要する期や負担するほか、当社に対し、当社所どの変更手能料金を支払わなければなり ません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は 旅行者に帰属するものとします。 施行者による任意無験) 13 章 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者に、既に旅行者が提供を 受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ機能を受けていない能行分・ビスに係る取 消料、運参料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を 会を支払わなければなりません。 旅行者の書に権何本く参事由による解験)

(旅行者の青に帰すべき事由による解除)

- (総代省の辺底に等)へ全単山による階部) 14 集 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。 (1) 旅行者が所定の期目までに旅行代金を支払わないとき。 (2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者のオするクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って

- 旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って 液溶できなくなったとき。
 (3) 旅行者が高を築る。号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
 2 前項の規定に基づいて年起旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けて ない旅行サービスに係る取消・旋砂料との他の運送・倍的機関であせれて低に支払い 又はこれから支払かたければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消 手続料金及び当社が得るはすであった取扱料金を支払わなければなりません。 (3社の責に増すく事事由による頻繁) 第15条、旅行者は、当社の責に増すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったと 支は、手起旅行数を結解されている。 2 前項の規定に基づいて単位旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供 を受けた旅行サービスの対像として、選送・宿泊機関等に対して販に支払い、又はこれか ら受けた旅行サービスの対像として、選送・宿泊機関等に対して販に支払い、公はこれか ら支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

(旅行代金) \$ 16 条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わ

- なければなりません。 適信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署 ななくして旅行後の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確 定した旅行サービスの内容を旅行者に締由した日とします。 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、各替相場の変動そ の他の事由により旅行代金の変動を生した場合は、当該旅行代金を変更することかありま
- "。 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします
- 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。 当社は、旅行者と通信契約を締また場合であって、第3章文は34章 4章の規定により旅行 者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への 旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日 は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者におい戻すべき額を、当社が旅 行者に遇知した日とします。ただし、第14条第14策分との規定により当社が手配旅行契 約を解除した場合は、旅行者は、計化の定める別はまでに、当社の定める支払方法により、 旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

(旅行代金の精算)

- (旅行代金の精算) 119条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に働すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金)といいます。) と旅行代金として近に収支した金銀むさら舎良したい場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めるところにより速やがに旅行代金の精算をします。 構算旅行代金が旅行代金として既に収支した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その渡額を支払かなければなりません。
- 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

- を適用します。
 (契約責任者)
 第19条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する除
 行者(以下「構成者」といいます。)の手配除行契約の締結に関する一切の代理機を有して
 いるものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第22条第1項の
 業務は、当該契約責任者との間で行います。
 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に
 通知しなければなりません。
 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は付非未負っことが予測される債務又は
 業務については、何ちの責任を負うものではありません。
 4 当社は、契約責任者が関係・グループに同行しない場合。除行開始後においては、あらか
 じか取り責任者が認任し、準度をを対象が概ともなった。ます。

- め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします (契約成立の特則)

1条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定 かかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがある。

リます。 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には 当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社 が当該書面を交付した時に成立するものとします。

(構成者の変更) 3.21条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応

- じます。
 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者 に帰属するものとします。
 (潘乗サービス)
 第 22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗 サービスを提供することがあります。
 2 添乗員が行う活業サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団 体・グループ行動を行うたいと要な業務とします。
 3 添乗員が活発サービスを提供する時間帯は、原則として、8 時から 20 時までとします。
 4 当社が添集サービスを提供する時間帯は、原則として、8 時から 20 時までとします。

第6章 青 任

- (当社の責任) 22 套 当社は、手配除行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて 手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により除行者に損 害を与えたときは、その損害を賠償する責に任します。ただし、損害発生の翌日から起算 して単以内に当社に対して通知からたときに限ります。 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の
- 解行者が天災地変、転点、暴動、運途・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の 命令を心他の当社とは当社の平穏化行者の関与し脅ない事由により報告を被ったときは、 当社は、再領の場合を除さ、その損害を結婚する責任を負うものではありません。 当社は、手術等について生じた事 「項の損害については、同項の度にかかわらず、損害 発生の翌日から起策して、国内旅行にあっては 14 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以 内に当社に対して連絡があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度(当社に依意 又は重大と進失がある場合を除きます。)として賠償します。

- 又は重大心動大かめの場合で単にまり、」しておいました。 **後行者の責任 第24条** 旅行者の放意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠 備しなければなりません。 : 旅行者は、再配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行 者の権利機務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。 、旅行者は、再行権は、原行側が後にあいて理解するよう努めなければなりません。 め、万が一契約書面に異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地におい て進やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なけれ べるいません。

第7章 弁済業務保証金(旅行業協会の保証計員である場合)

- (弁済業務保証金) 3 25 条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会(東京都港区赤坂 4 丁目 2 番 19 号赤坂シャ
- 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し。 前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から100万円に達す るまで弁済を受けることができます。
- 当社は、旅行業法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業 務保証金分担金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託し

標準旅行業約款 (渡航手続代行契約)

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりま
- 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだとき り特約が優先します

- 1は、前項の吸収にかかれる。この作物が成立します。 (繊維手機代表別を補精する所有者) 第2条 当社が成果手機代行契約を締結する所行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型 企画旅行契約とくは手配除行契約を締結した旅行者とは当社が受託している他の旅行業 者の募集型企画旅行について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。
- 「金銭・工業の関連を表現している。」 (全国などのでは、大学のでは、1987年) (本語 1987年) (

- いいます。
 (1) 旅参、旅話、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
 (2) 出入国手被書類の作成
 (3) その他前令号に関連する業務
 (契約の成立)
 6 4 条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入のは、当社に提出しなければなりません。
 渡銭手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立する。
- らのとします。 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファク コロには、前2年の成とにかがなっち、、中企量の地口を支けることなり、他的、地区、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による波航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、波航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- 可に成立りるものとします。 当社は、次に掲げる場合において、波航手続代行契約の締結に応じないことがあります 版行者が、参加団、乗力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等 その他の反社会的勢力であると認められるとき。 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な
- が行るが、国式に対して最大があるます。 ・ 一部数十く日本帯がを用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。 ・ 旅行者が、風貌を流布し、偽計を用い若しくは成力を用いて当社の信用を毀損し若し くは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- (4) その他当社の業務上の都合があるとき。 当社は、複数手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該複数手続代行契約により引き受けた代行業務(以下「突託業務」といいます。)の内容、複数手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該接航手続代行契約によるの数受の方法、当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を制用する方法により当該書師に記載すると専項(以下この株において「記載事項」といいます。)を提出したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたとを確認します。 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に配載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に置えられたファイル(等ら当該旅行を用に供するものに限ります。)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。
- 129/ 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に濁らすことのないようにい
- 第6条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければなりませ
- ん。 解す者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物(以下「被 航手被書類等」といいます。)を当社に提出しなければなりません。 当社が、受託業務を行うに当たって、本期の省公署、在日外担公銀での他の者に、手数料、 金証料、委託料で他の料金(以下・音監料等)、といいます。)を支払わなければならない ときは、終行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該査証料等を支払わなければ
- なりません。
 4 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が生じたときは、旅行者は、当 社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければなりません。 (契約の解除) 第7条 旅行者は、いつでも波航手総代行契約の全部又は一部を解除することができます。 3 当社は、次に掲げる場合において、波航手総代行契約を解除することがあります。 (1) 旅行者が、所定の期日でに波載手総重期等を提出しないとき。 (2) 当社が、旅行者から提出された波航手総書類等に不備があると認めたとき。 (3) 旅行者が、波軌手級代行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支 払わないとき。 (4) 旅行者が第4条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することが利明したと を、

- き。 (5) 第3条第1号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき 事由によらず、旅券、査証又は再入国計可(以下「旅券等」といいます。)を取得でき ないおそれが極めて大きいと当社が認めるとき。 前2項の規定に基づいて渡城手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った
- 前とないがたに宝ブイトはM-Tを約が呼ばなれた。これ、ボリ有は、めたメガンに 査証料等及び的条第四項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務 に係る渡航手続代行料金を支払わなければなりません。
- **6任)** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に
- 8.9 集 当社は、褒嘖・確於行父弟の原訂に当たつ、当社が改庶又は過次により原行者に 損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害を生の翌日から起 算しての月以内に当社に対して通知があったときに限ります。 当社は、彼妻中総代行契約により、実際に旅行者が崇等を取得できること及び関係国へ の出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の實に帰す べき事由によるす。旅行者が終金等の取免ができず、又は関係国への出入国が許可されな かったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

標準旅行業約款 (旅行相談契約)

(旅行相談契約の定義)

- (過用機應) 第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約該の定めるところによります。 よう。の約該に定めのない事項については、法令又は一般に確立された僧習によります。 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない強圏で書面により特約を結んだとき は、前項の規定にかかわらず、その特別が優先します。

- (統行相限契約の定義) 第2条 この約款で、旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取接料金(以下「相談料金)と、当社が相談に対する旅行業務取接料金(以下「相談料金)と、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。
 (2) 旅行の活解の計画の作成 (3) 旅行に必要な経費の見着り (4) 旅行者が旅行の計画が作成するために必要な助意 (4) 旅行地及び運送・俗話機関等に関する情報提供 (5) その他旅行に必要な助言及び情報提供 (契約の成立) 第3条 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。
 2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
- ______当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファク シーベンルをにガッインフ、アンニョン近日でメリッニーな、も間は、カルス・ノ ターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けること この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立
- 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります
- 旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に 達反するおそれがあるものであるとき。 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等
- 2) 旅行者が、暴力団具、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会履等 その他の反社会的勢力であると認められるとき。 3) 旅行者が、当社に対して暴力的火要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な 言動者しては最かを用いる行為以によれらに軍する行為を行ったとき。 3) 旅行者が、風貌を液布し、偽計を用い者しくは成力を用いて当社の信用を毀損し若し くは当社の表際を妨害する行為又はこれらに軍する行為を行ったとき。 3) その他当社の業務上の都合があるとき。

- (相談報金) 第4条 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める 期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければなりません。 (契約の解除) 第5条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが 判明したときは、旅行相談契約を解除することがあります。
- (当校の乗任) 6.条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害 を与えたときは、その損害を結婚する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して6月以内に当社に力に遭知があったときに限ります。 計社は、当社が作成した旅行の計画に記載した選逐・宿泊機間等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、満貨等の事由により、運逐・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、衛行を他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

ツーリズム豊後大野

〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場 606-3

Tel:0974-22-3706 FAX:050-3730-6057

大分県知事登録旅行業地域-199号 国内旅行業務取扱管理者 芝崎聡通